

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

[1] 都市福利施設の整備の必要性
<p>《現況》</p> <p>○文化施設 県民会館、市民会館、美術館、歴史資料館や、前計画において整備された山形まなび館など、多くの文化施設は現在も中心市街地に立地している。</p> <p>○医療・保健施設 2次・3次医療機関の約4割が中心市街地に立地している。</p> <p>○社会福祉施設 保育施設が4か所、老人福祉施設が20か所立地しており、隣接地域に立地している市立保育園では、子育て支援センターを併設し、育児不安への相談や、保育サービス等の情報提供など、家庭の子育て支援を行っている。</p> <p>《都市福利施設を整備する事業の必要性》</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設整備といったハード施策が一定の成果をみてきており、今後は、適正な維持管理や老朽化施設の更新が中心になることから、ソフト施策を重視し、多様化する市民ニーズにきめ細かく応えながら、市民が本当に暮らしやすいと感じる質的に充実した社会を目指すとともに、交流人口の増加を図っていく。 既存施設の改修整備と合わせた機能の充実・複合利用や、遊休施設及び稼働率の低い施設の運営内容を見直すなど、今までに整備・蓄積された基盤施設の有効活用に努める。 <p>《フォローアップの考え方》</p> <p>基本計画に位置づけた事業の進捗状況を毎年度確認し、状況に応じて事業の進捗促進のための措置を講じていく。</p>

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名 子育て支援施設「あ～べ」運営事業 内容	特定非営利活動法人やまがた育児サークルランド	中心市街地で、子育て支援施設を運営することにより、育児中でも、買い物や娯楽、来院、公共サービスの利用をしやすくすることで、「賑わい拠点の創出」に寄与するものであること	支援措置の内容 中心市街地活性化ソフト事業	区域内

子育て支援施設を運営する事業 実施時期 H14年度～		とから中心市街地の活性化に必要である。	実施時期 H26年11月～ R2年10月	
事業名 高齢者交流サロン 運営事業 内容 高齢者交流施設を 運営する事業 実施時期 H14年度～H28年度	山形市老人 クラブ 連合会	中心市街地で、高齢者交流サロンを運営することにより、高齢者の社会参加や世代間交流、生きがいづくりなどを推進することで、「賑わい拠点の創出」に寄与するものであることから中心市街地の活性化に必要である。	支援措置の 内容 中心市街地 活性化ソフト 事業 実施時期 H26年度～ H28年度	区域内
事業名 最上義光歴史館運 営事業 内容 最上義光歴史館を 運営する事業 実施時期 H26年度～	山形市	山形繁栄の基礎を築いた山形城11代城主 最上義光の名を冠した当歴史館を運営し、最上家関係の資料を収集、保管、広く一般に公開することにより、山形の歴史と文化の情報発信を行い、街なか観光客の誘客を促進し、中心市街地活性化を図る。 この事業により、「賑わい拠点の創出」及び「街なか観光交流人口の増加」に寄与するものであることから中心市街地の活性化に必要である。	支援措置の 内容 中心市街地 活性化ソフト 事業 実施時期 H26年11月～ R2年10月	区域内
事業名 学習空間mana—vi 運営事業 内容 自由に学習できる スペースである学 習空間 mana-vi を 運営する事業	子ども育 成ボラン ティア・山 形	山形市霞城セントラル内で小・中・高校生等が自由に学習できる施設である学習空間 mana-vi を運営する。 本事業を霞城セントラル内で実施することにより、中心市街地周辺に通学する学生等の来街者を増加させるとともに、市民の利便性を向上させるこ	支援措置の 内容 中心市街地 活性化ソフト 事業 実施時期 H26年11月～ R2年10月	区域外

実施時期 H14年度～		とで、「賑わい拠点の創出」に寄与するものであることから中心市街地の活性化に必要である。		
事業名 山形まなび館運営事業 内容 第一小学校の旧校舎を活用した山形まなび館の運営をする事業 実施時期 H21年度～	山形市	昭和2年に竣工した山形県下初の鉄筋コンクリート構造である第一小学校旧校舎は、当時のわが国建築技術の最先端を示しており、県内建築技術の先進性を示す重要な建築物である。 平成22年より、山形まなび館として、山形市の観光PRや伝統工芸の紹介、販売、新たな魅力を創出するイベントを開催するほか、地域の文化的活動の場の提供を行うことにより、「賑わい拠点の創出」及び「街なか観光交流人口の増加」に寄与するものであることから中心市街地の活性化に必要である。	支援措置の内容 中心市街地活性化ソフト事業 実施時期 H26年11月～ H31年3月	区域内
事業名 山形まなび館利活用の検討 内容 山形まなび館の利活用を検討する 実施時期 H26年度～R2年度	山形市	県下初の鉄筋コンクリート造の校舎で学校建築史上において貴重な存在あり、本市の近代化の象徴である第一小学校旧校舎を、ユネスコ創造都市ネットワークへの加盟認定を受けた本市の創造都市推進の拠点的施設として利活用するべく検討を進めることにより、「賑わい拠点の創出」及び「街なか観光交流人口の増加」に寄与するものであることから中心市街地の活性化に必要である。	支援措置の内容 中心市街地活性化ソフト事業 実施時期 H28年4月～ H31年3月	区域内
事業名 休日夜間診療所等運営事業	山形市	休日・夜間における安全・安心を確保するための事業を、安定的かつ継続的に行なうこと	支援措置の内容 中心市街地	区域内

<p>内容 休日夜間診療所の 充実と運営</p> <p>実施時期 H23年度～</p>		<p>により、中心市街地に居住する 住民をはじめ市民すべての安 全安心の向上、初期救急医療の 充実を図る。 この事業により、「賑わい拠 点の創出」及び「街なか観光交 流人口の増加」に寄与するもの であることから中心市街地の 活性化に必要である。</p>	<p>活性化ソフ ト事業</p> <p>実施時期 H27年4月～ R2年10月</p>	
<p>事業名 市民会館運営事業</p> <p>内容 芸術文化の拠点で ある市民会館の運 営を行う事業</p> <p>実施期間 S48年度～</p>	山形市	<p>芸術文化の拠点として、幅広 い芸術文化の鑑賞や文化活動 の発表の場の提供を行う市民 会館を運営し、魅力ある芸術文 化に触れる機会を提供するこ とで、市内外の来館者による賑 わいを創出するとともに、市民 の生活環境の魅力向上を図る ことにより「賑わい拠点の創 出」及び「街なか観光交流人口 の増加」に寄与するものである ことから中心市街地の活性化 に必要である。</p>	<p>支援措置の 内容 中心市街地 活性化ソフ ト事業</p> <p>実施時期 H28年4月～ R2年10月</p>	区域内
<p>事業名 山形市芸術文化協 会運営事業</p> <p>内容 芸術文化の発展の ため活動している 山形市芸術文化協 会の運営を行う事 業</p> <p>実施時期 S60年度～</p>	山形市芸 術文化協 会	<p>市民会館を拠点として、芸術 文化の作品展示などを開催し、 市内の芸術文化関係団体相互 の提携・協調を図る活動をして いる山形市芸術文化協会を運 営することにより、芸術文化に 触れる機会を提供し、市内外の 来館者による賑わいを創出す ることにより「賑わい拠点の創 出」及び「街なか観光交流人口 の増加」に寄与するものである ことから中心市街地の活性化に 必要である。</p>	<p>支援措置の 内容 中心市街地 活性化ソフ ト事業</p> <p>実施時期 H28年4月～ R2年10月</p>	区域内
<p>事業名 山形美術館運営事 業</p>	山形市	<p>山形県の美術文化振興と県 民の生涯学習の一翼を担って いる美術館を運営し、様々な分</p>	<p>支援措置の 内容 中心市街地</p>	区域内

内容 美術文化振興を図る山形美術館の運営を行う事業		野の企画展、巡回展、個人や団体による展示の開催により、芸術文化に触れる機会を提供し、市内外の来館者による賑わいを創出することで「賑わい拠点の創出」及び「街なか観光交流人口の増加」に寄与するものであることから中心市街地の活性化に必要である。	活性化ソフト事業 実施時期 H28年4月～ R2年10月	
実施期間 S39年度～				

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業
該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名 山形まなび館運営事業 (再掲) 内容 第一小学校の旧校舎を活用した山形まなび館の運営をする事業 実施時期 H21年度～	山形市	昭和2年に竣工した山形県下初の鉄筋コンクリート構造である第一小学校旧校舎は、当時のわが国建築技術の最先端を示しており、県内建築技術の先進性を示す重要な建築物である。 平成22年より、山形まなび館として、山形市の観光PRや伝統工芸の紹介、販売、新たな魅力を創出するイベントを開催するほか、地域の文化的活動の場の提供を行うことにより、「賑わい拠点の創出」及び「街なか観光交流人口の増加」に寄与するものであることから中心市街地の活性化に必要である。	支援措置の内容 地方創生推進交付金 実施時期 R1年度～ R3年度	
事業名 山形まなび館利活用の検討 (再掲)	山形市	県下初の鉄筋コンクリート造の校舎で学校建築史上において貴重な存在あり、本市の近代化の象徴である第一小学校	支援措置の内容 地方創生推進交付金	

<p>内容 山形まなび館の利活用を検討する</p> <p>実施時期 H26年度～R3年度</p>		<p>旧校舎を、ユネスコ創造都市ネットワークへの加盟認定を受けた本市の創造都市推進の拠点施設として利活用するべく検討を進めることにより、「賑わい拠点の創出」及び「街なか観光交流人口の増加」に寄与するものであることから中心市街地の活性化に必要である。</p>	<p>実施時期 R1年度～ R3年度</p>	
--	--	--	--------------------------------	--

(4) 国の支援措置がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名 山形市民会館改修事業</p> <p>内容 市民会館のバリアフリー化工事等の施設の改修を行う事業</p> <p>実施時期 H24年度～R2年度</p>	山形市	<p>山形市民会館は、1,200人収容のホールとして、昭和48年に開館した文化施設であり、敷地内の庭園も配置され、文化ホールという位置づけだけでなく、中心市街地の憩いの場として市民に親しまれている。</p> <p>しかし、古い施設であり、今後とも利用していくため、既存施設の改修整備を行い、利用者の安全と利便性を確保し、サービスの向上を図る。</p> <p>この事業により、「賑わい拠点の創出」及び「街なか観光交流人口の増加」に寄与するものであることから中心市街地の活性化に必要である。</p>		
<p>事業名 山形県芸文美術館運営事業</p> <p>内容</p>	山形県芸術文化会議	<p>中心市街地で、ギャラリーを運営することにより、芸術文化作品の展示、発表、鑑賞を行い、市民の利便性を向上させることで、「賑わい拠点の創出」に</p>	<p>支援措置の内容 県補助</p>	

山形県芸文美術館 を運営する事業 実施時期 H14年度～		寄与するものであることから 中心市街地の活性化に必要で ある。		
---	--	---------------------------------------	--	--